

京都議定書目標達成計画の見直しについて

環境省地球環境局地球温暖化対策課

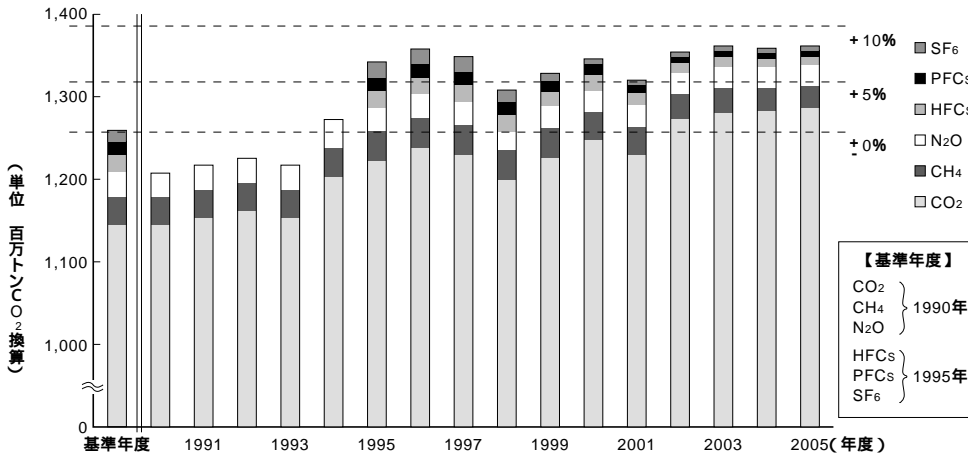
はじめに

中央環境審議会地球環境部会と産業界構造審議会環境部会地球環境小委員会の合同会合では、平成一八年一月から、京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて検討を進めている。二一回にわたる審議を経て、平成一九年九月に中間報告をとりまとめたが、その概要は次のとおりである。

排出量の状況と 既存対策の評価

二〇〇五年度の我が国の温室効果ガス排出量は一三億六千万 $t-CO_2$ となっており、基準年度の総排出量を七・八%上回っている(注)(図1)。

基準年度から二〇〇五年度までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の九割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他五種類のガスは基準年度を下回っている(表1)



【図1 我が国の温室効果ガス総排出量の推移】

目標達成計画に示された対策・施策は進展しているものもあるが、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、目標達成計画策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られることから、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

過去の進捗が見込みと比べ、十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、さらなる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。

排出量の見直しと不足削減量

現時点で入手可能な最新の社会経済活動量の予測値を前提に、既存対策の評価を踏まえて二〇一〇年における温室効果ガスの排出量の見直しを推計した(表2)。

既存対策の排出削減量は、これまで行ってきた進捗状況の点検を踏まえ、前提条件の置き方などにより見込みに不確実性が生じる場合には、最も蓋然性が高い見込み値を含め、幅をもって把握することとし、「対策上

【表1 温室効果ガスの排出状況について】

	基準年度 (全体に占める割合)	2005年度実績(注) (基準年度増減)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059(84%)	1,203(+13.6%)
産業部門	482(38%)	456(-5.5%)
業務その他部門	164(13%)	238(+44.6%)
家庭部門	127(10%)	174(+36.7%)
運輸部門	217(17%)	257(+18.1%)
エネルギー転換部門	67.9(5%)	78.5(+15.7%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1(7%)	90.6(+6.6%)
メタン	33.4(3%)	24.1(-27.9%)
一酸化二窒素	32.6(3%)	25.4(-22.0%)
代替フロン等3ガス	51.2(4%)	16.9(-66.9%)
合計	1,261(100.0%)	1,360(+7.8%)

(単位:百万 $t-CO_2$)

(注)温室効果ガス排出量については、本中間報告以降、2005年度確報値の修正及び2006年度速報値が出されており、この詳細については環境省ホームページに掲載されている。(環境省HP: http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10412&hou_id=9002)

位ケース」、「対策下位ケース」の二ケースで整理した。

この結果、二〇一〇年におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出量は、基準年度比で四・六％〜五・九％上回ることが見込まれ、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスも加えた総排出量は、基準年度比で〇・九％〜二・一％上回るが見込まれることから、温室効果ガス排出削減対策としての目標達成計画における目安となる目標である二〇一〇年度に基準年度比で▲〇・六％には、現状のままでは到達しないであろうと推計される(京都メカニズムの活用量及び森林吸収量が現行目標達成計画のとおりとすると、京都議定書の六％削減約束の達成には一・五％〜二・七％不足することが見込まれる)。

このことは、京都議定書の六％削減約束の達成のためには追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示すものである。

なお、想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や、個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得ることに留意が必要である。

計画見直しに当たっての視点

● 今回の検討は、約束期間の開始前の最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、本年五月二十九日の地球温暖化対策推進本部における進捗状況点検の結果を十分に踏まえ、かつ現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢の変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、六％削減約束の達成に確実に期す必要がある。

● 六％削減目標のためには、全部門で排出削減のためのいっそうの取り組みが必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である。

● さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要がある。

対策・施策の強化の方向

追加的に実施を検討する必要がある主要な対策・施策は次のとおりである。

(1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策

- 自主行動計画の推進
- 算定・報告・公表制度
- 都市構造・地域構造の見直し
- 公的機関の排出削減
- 地域の取り組みの強化
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 国民運動
- 機器対策
- 省CO₂効果の見える化
- 産業・業務部門の省エネ対策
- 自動車単体対策
- 物流の効率化
- 交通流対策・公共交通機関の利用促進
- 新エネルギー対策の推進
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 廃棄物対策
- 代替フロン等3ガス対策
- 森林吸収源対策

(2) 最終報告に向けて検討すべき事項

- 国内排出量取引
- 環境税

おわりに

中間報告を踏まえ、年内を目途に具体的内容を検討し、最終報告をとりまとめ、年度内に新・京都議定書目標達成計画を閣議決定する予定である。

【表2】2010年度の温室効果ガス排出量の推計

(百万t-CO₂)

区分	実績			2010年度推計結果				目標達成計画目標		不足削減量	
	京都議定書の基準年度	2005年度	基準年度比増減率	対策上位ケース		対策下位ケース		排出量	基準年度比増減率	対策上位ケース	対策下位ケース
				排出量	基準年度比増減率	排出量	基準年度比増減率				
エネルギー起源CO ₂	1,059	1,203	+13.6%	1,107	+4.6%	1,122	+5.9%	1,253	-0.6%	20	34
産業部門	482	456	-5.5%	438	-9.1%	441	-8.5%				
民生(業務その他部門)	164	238	+44.6%	211	+28.5%	215	+30.9%				
民生(家庭部門)	127	174	+36.7%	145	+13.4%	148	+16.1%				
運輸部門	217	257	+18.1%	245	+12.7%	249	+14.5%				
エネルギー転換部門	68	78	+15.7%	68	+0.9%	69	+1.0%				
非エネルギー起源CO ₂	85	91	+6.6%	86	+1.7%	86	+1.7%				
メタン	33	24	-27.9%	23	-31.5%	23	-31.5%				
一酸化二窒素	33	25	-22.0%	25	-23.7%	25	-23.6%				
代替フロン等3ガス	51	17	-66.9%	32	-38.1%	32	-38.1%				
総排出量	1,261	1,360	+7.8%	1,273	+0.9%	1,287	+2.1%				

(注)1:基準年度は18年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出した基準年度排出量、2005年度は確定値
2:下線は基準年度総排出量比
3:想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得る